

訪問看護：重要事項説明書（医療保険）

1 事業の目的

エイエイト株式会社が運営する訪問看護ステーション ソイラテ（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業員（以下「職員等」という。）が、かかりつけ医の医師が指定訪問看護の必要を認めた方に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とします。

2 運営方針

- (1) 事業所の職員等は、利用者が可能な限り、その居宅において、その有する機能に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、かつ利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の心身機能の維持回復を目指すことができるよう支援します。
- (2) 地域との結びつきを重視し、市区町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 事業所の概要

(1) 法人の概要

名 称	エイエイト株式会社
所 在 地	大阪府和泉市箕形町4丁目5番49号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 杉原 純賀
電 話 番 号	050-5799-8560
設 立 年 月 日	2023年6月26日

(2) 事業所の概要

名 称	訪問看護ステーション ソイラテ
所 在 地	大阪府和泉市箕形町4丁目5番49号 メゾンドタカ305号
管 理 者 氏 名	管理者 三浦 美穂
電 話 番 号	050-5799-8560
指 定 年 月 日	2025年6月1日
医療機関コード	

4 職員の職種、員数

事業所に勤務する職員の職種、員数、職務内容は、つぎのとおりとします。

(1) 管理者（看護師）1名

事業所の職員等の管理統括業務に従事します。

(2) 訪問看護職員等

職員等は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、指定訪問看護を提供します。

看護職員常勤換算：2.5人以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：適当数

5 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

(1) 通常の営業日は、国民の祝日を除く月曜日から土曜日までとします。

ただし、1月1日～1月3日を除く

(2) 通常の営業時間は、月曜日から土曜日午前9時00分から午後6時00分までとします。

6 事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、和泉市、岸和田市とします。

7 提供するサービス内容

- (1) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者や特定相談支援事業所等が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた 訪問看護計画を作成します。
- (2) 訪問看護計画に基づき下記の訪問看護サービスを提供します。
 - ① 病気、障害の状態の観察
 - ② 主治医の指示による医療処置・カテーテル等の医療機器の管理
 - ③ 床ずれ予防、処置
 - ④ ターミナルケア
 - ⑤ 療養上の相談、指導
 - ⑥ リハビリテーション
 - ⑦ 社会的資源の提供、相談
 - ⑧ 認知症ケア

8 利用料金

◆ 主治医からの（精神科）訪問看護指示書の交付

訪問看護を開始するためには、主治医からの「（精神科）訪問看護指示書」もしくは「（精神科）特別訪問看護指示書」の交付が必要になります。

「（精神科）訪問看護指示書」「（精神科）特別訪問看護指示書」の交付にあたっては、患者負担割合に応じた自己負担が発生します。

(精神科) 訪問看護指示書	3,000 円×医療保険の負担割合
(精神科) 特別訪問看護指示加算	1,000 円×医療保険の負担割合

8-1 利用料金：訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費（精神科訪問看護を除く） 1日つき			
1 訪問看護基本療養費（I） 同一建物居住者以外			
イ 保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く）	週3日目まで	5,550 円	
	週4日目以降	6,550 円	
ロ 准看護師による場合	週3日目まで	5,050 円	
	週4日目以降	6,050 円	
ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケア、特定行為研修（創傷管理関連）に係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850 円	
	上段、看護師による計画的な管理を行った場合	1月につき	2,500 円
ニ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合			5,550 円
2 訪問看護基本療養費（II） 同一建物居住者			
イ 保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く）	同一日に2人以下	週3日目まで	5,550 円
		週4日目以降	6,550 円
ロ 准看護師による場合	同一日に3人以上	週3日目まで	2,780 円
		週4日目以降	3,280 円
同一日に2人以下		週3日目まで	5,050 円

		週 4 日目以降	6,050 円
	同一日に 3 人以上	週 3 日目まで	2,530 円
		週 4 日目以降	3,030 円
ハ	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケア、特定行為研修（創傷管理関連）に係る専門の研修を受けた看護師による場合		12,850 円
	上段、看護師による計画的な管理を行った場合	1 月につき	2,500 円
ニ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による場合	同一日に 2 人以下	5,550 円
		同一日に 3 人以上	2,780 円
○	訪問看護基本療養費（III） 外泊中の訪問看護		8,500 円

訪問看護基本療養費の加算

緊急訪問看護加算（診療所、在宅療養支援病院の指示）			
イ 月 14 日目まで	1 日につき	2,650 円	
ロ 月 15 日目以降	1 日につき	2,000 円	
長時間訪問看護加算＊1（週 1 日、別に厚生労働大臣が定める者は週 3 日＊2）	1 日につき	5,200 円	
乳幼児加算 (6 歳未満の乳幼児)	超重症児等＊3 以外の場合	1 日につき	1,300 円
	超重症児等の場合	1 日につき	1,800 円
難病等複数回訪問看護加算	1 日に 2 回の場合	同一建物内 2 人以下	4,500 円
		同一建物内 3 人以上	4,000 円
	1 日に 3 回以上の場合	同一建物内 2 人以下	8,000 円
		同一建物内 3 人以上	7,200 円
複数名訪問 看護加算	看護職員と看護師等＊4 週 1 回まで	同一建物内 2 人以下	4,500 円
		同一建物内 3 人以上	4,000 円
	看護職員と准看護師 週 1 回まで	同一建物内 2 人以下	3,800 円
		同一建物内 3 人以上	3,400 円
	看護職員とその他職員＊5 ・特別な管理を必要とする利用者等＊6 ・1 日 1 回訪問した場合	同一建物内 2 人以下	3,000 円
		同一建物内 3 人以上	2,700 円
	看護職員とその他職員 ・特別な管理を必要とする利用者等 ・1 日 2 回訪問した場合	同一建物内 2 人以下	6,000 円
		同一建物内 3 人以上	5,400 円
	看護職員とその他職員 ・特別な管理を必要とする利用者等 ・1 日 3 回訪問した場合	同一建物内 2 人以下	10,000 円
		同一建物内 3 人以上	9,000 円
	看護職員とその他職員 ・特別な管理を必要とする利用者等以外 ・1 日 1 回訪問した場合 ・週 3 回まで	同一建物内 2 人以下	3,000 円
		同一建物内 3 人以上	2,700 円
夜間・早朝訪問看護加算	6 時から 8 時・18 時から 22 時	1 日につき	2,100 円
深夜訪問看護加算	22 時から 翌 6 時まで	1 日につき	4,200 円

*1：別表 8 の利用者、特別訪問看護指示書が交付されている利用者

*2：15 歳未満の超重症児又は準超重症児、15 歳未満の小児かつ別表 8

*3：15歳未満の超重症児又は準超重症児、別表7・8

*4：看護師等：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

*5：その他職員：保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者

*6：別表7・8の利用者、特別訪問看護指示書が交付されている利用者

別表7

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、プリオント病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髓性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

別表8

①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

8-2 利用料金：精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費：精神科訪問看護 1日つき				
1 精神科訪問看護基本療養費（I）*6 同一建物居住者以外				
イ 保健師、助産師又は看護師、作業療法士による場合	週3日目まで	30分以上	5,550円	
	週3日目まで	30分未満	4,250円	
	週4日目以降	30分以上	6,550円	
	週4日目以降	30分未満	5,100円	
ロ 准看護師による場合	週3日目まで	30分以上	5,050円	
	週3日目まで	30分未満	3,870円	
	週4日目以降	30分以上	6,050円	
	週4日目以降	30分未満	4,720円	
2 精神科訪問看護基本療養費（III）*7 同一建物居住者				
イ 保健師、助産師又は看護師、作業療法士による場合	同一日に 2人以下	週3日目まで	30分以上	5,550円
		週3日目まで	30分未満	4,250円
		週4日目以降	30分以上	6,550円
		週4日目以降	30分未満	5,100円
ロ 准看護師による場合	同一日に 3人以上	週3日目まで	30分以上	2,780円
		週3日目まで	30分未満	2,130円
		週4日目以降	30分以上	3,280円
		週4日目以降	30分未満	2,550円
ロ 准看護師による場合	同一日に 2人以下	週3日目まで	30分以上	5,550円
		週3日目まで	30分未満	3,870円
		週4日目以降	30分以上	6,050円

		週 4 日目以降	30 分未満	4,720 円
同一日に 3人以上	週 3 日目まで	30 分以上	2,530 円	
	週 3 日目まで	30 分未満	1,940 円	
	週 4 日目以降	30 分以上	3,030 円	
	週 4 日目以降	30 分未満	2,360 円	
○ 精神科訪問看護基本療養費 (IV) 外泊中の訪問看護				8,500 円

*7 : 週 4 回目以降の対象となるのは利用者の退院後 3 カ月以内の期間に行われる場合 (週 5 回を限度) あるいは精神科特別訪問看護指示書の交付を受けた者

精神科訪問看護基本療養費の加算

複数名精神 科訪問看護 加算	看護師と看護師又は 作業療法士	同一建物内 2 人以下	1 日につき	2,650 円
			1 日につき	2,000 円
			1 日につき	5,200 円
		同一建物内 3 人以上	1 日に 1 回	4,500 円
			1 日に 2 回	9,000 円
			1 日に 3 回	14,500 円
			1 日に 1 回	4,000 円
			1 日に 2 回	8,100 円
			1 日に 3 回	13,000 円
		同一建物内 2 人以下	1 日に 1 回	3,800 円
			1 日に 2 回	7,600 円
			1 日に 3 回	12,400 円
		同一建物内 3 人以上	1 日に 1 回	3,400 円
			1 日に 2 回	6,800 円
			1 日に 3 回	11,200 円
		看護師と看護補助者 又は精神保健福祉士	同一建物内 2 人以下	3,000 円
			同一建物内 3 人以上	2,700 円
夜間・早朝訪問看護加算	6 時から 8 時・18 時から 22 時		1 日につき	2,100 円
深夜訪問看護加算	22 時から 翌 6 時まで		1 日につき	4,200 円
精神科複数回訪問看護加算	1 日に 2 回の場合	同一建物内 2 人以下	4,500 円	
		同一建物内 3 人以上	4,000 円	
	1 日に 3 回以上の場合	同一建物内 2 人以下	8,000 円	
		同一建物内 3 人以上	7,200 円	

*8 : 15 歳未満の超重症児又は準超重症児、15 歳未満の小児かつ別表 8

8-3 訪問看護管理療養費と加算

訪問看護管理療養費		
月の初日の訪問		7,670 円
月の 2 日目以降の訪問の場合		
訪問看護管理療養費 1	1 日につき	2,500 円

訪問看護管理療養費 2	1 日につき	2,500 円
イ 24 時間対応体制加算 1 看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	1 月につき	6,800 円
特別管理加算 I 別表 8-①	1 月につき	5,000 円
特別管理加算 II 別表 8-②	1 月につき	2,500 円
退院時共同指導加算	1 回につき 別表 7・8 は 2 回まで 別表 8 の利用者に限る	8,000 円 2,000 円
※ 更に特別管理指導加算		
退院支援指導加算 ※長時間（90 分以上）の場合*9 (退院当日に複数回訪問した場合、それぞれの時間を合算して 90 分を超えた場合も該当。)	退院当日の訪問	6,000 円 8,400 円
在宅患者連携指導加算	月 1 回のみ	3,000 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	1 回につき 2,000 円
精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料 2 のイを算定する利用者 精神科在宅患者支援管理料 2 のロを算定する利用者	8,400 円/月 5,800 円/月
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回のみ	2,500 円
訪問看護情報提供療養費		
訪問看護情報提供療養費 1	市町村等への情報提供	各 1,500 円
訪問看護情報提供療養費 2	学校等への情報提供	
訪問看護情報提供療養費 3	医療機関等への情報提供	
訪問看護ターミナルケア療養費		
訪問看護ターミナルケア療養費 1*10		25,000 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2*11		10,000 円

*9 : 15 歳未満の超重症児又は準超重症児、別表 8、特別訪問看護指示書が交付されている利用者

*10 : 在宅での看取りの場合

*11 : 施設で「看取り加算」を算定する場合

8-4 実費

○ 自費での訪問看護

①医療保険を利用せずに職員等が訪問看護を実施する場合

例) リハビリテーションではない外出（買い物、旅行等）に付き添う、病院の受診に付き添う

②医療保険による訪問看護が 90 分以上かかった場合の超過分、また営業日以外に希望される訪問に対しては自費扱いとなります。

	料金
保健師・看護師・理学療法士等	1 時間 8500 円

○ 死後処置（エンゼルケア）: 20,000 円

9 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

- (1) 利用料その他の費用については、毎月の合計金額により請求いたします。
- (2) 請求書は、利用明細を添えて翌月の 20 日頃までに持参若しくは郵送いたします。
- (3) 利用料のお支払いは、原則、口座引落とさせていただきます。引落し期日は毎月 27 日頃となります。

(4) お支払いを確認できましたら領収書をお渡しします。領収書の再発行は致しかねますので、必ず保管をお願いします。

(5) 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 10 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことになります。

10 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行ふとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 事業所の職員は、本サービス提供をする上で知り得たご利用者、その家族及び身元引受人に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 事業所は、予め文書で同意を得ない限り、ご利用者、その家族及び身元引受人の個人情報を用いません。但し、ご利用者の救急搬送等の緊急を要する場合は、事業所の判断により、医療関係者等にその情報を提供する場合があります。また、担当者会議、学生などの実習時、関係職種の情報交換時に情報を提供することがあります。

(3) 事業所は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

12 事故発生時の対応

事業所がご利用者に対して行う本サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者の身元引受人、市町村、介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

13 業務継続計画の策定（感染症流行期や非常災害時の対応策）

◆感染症流行期に備えての取組み

(1) 平時から感染流行期における体制構築や整備、感染防止に向けた取り組み等の計画を策定します。

(2) 感染症流行期の初動対応を定めます。

(3) 保健所との連携や感染者或いは濃厚接触者への対応等、感染症拡大防止体制を確立します。

(4) 研修や訓練等（年2回以上）を通じて職員等へ、感染症に係る業務継続計画の具体的な内容を周知いたします。

◆非常災害に備えての取組み

(1) 平時から災害に備え、建物・設備の安全対策、電気・情報通信等のライフラインが停止した場合の対策等の計画を策定いたします。

(2) 災害時の初動対応を定めます。

(3) 災害時の他施設や地域との連携体制を確立します。

(4) 研修や訓練等（年2回以上）を通じて職員等へ、災害に係る業務継続計画の具体的な内容を周知いたします。

14 衛生管理等（感染の予防及び蔓延防止策）

(1) 平時から事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等について実施、周知徹底いたします。

(2) 感染症発生に備え、保健所との連携や感染者或いは濃厚接触者への対応等、感染症拡大防止体制を確立します。

(3)研修や訓練等（年2回以上）を通じて職員等へ、感染の予防及び蔓延防止策の具体的な内容を周知いたします。

15 ハラスメント防止策

当事業所では職員等に対しハラスメント防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1)研修などを通じて、職員等のハラスメント防止や知識の向上に努めます。
- (2)職員等が業務、支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えます。

16 賠償責任

- (1)事業所がご利用者に対する本サービス提供にあたって、事業所の故意又は重過失によりご利用者が損害を被った場合、事業所はご利用者の損害を賠償するものとします。ただし、ご利用者またはその家族等に過失がある場合は、事業所に重過失や明らかな過失がない場合は、事業所は賠償責任を免除され、または賠償額が減額されます。
- (2)物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理又は復元を原則とします。
- (3)修理又は復元が不可能な場合は、原則として、購入時の価格ではなく、時価（購入価格、使用年数、耐用年数を考慮した額）をその賠償額の範囲とします。
- (4)ご利用者及びご利用者の家族等の責に帰すべき事由により、事業所が損害を被った場合、利用者及び利用者の身元引受人は、事業所に対し、連帯してその損害を賠償するものとします。

17 キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

18 職員の禁止行為

本サービスの提供に当たって、事業所の職員は次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

19 高齢者虐待・障害者虐待防止について

当事業所では利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- ①研修などを通じて、職員等の人権意識の向上や知識や、技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③職員等が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

20 身体拘束の禁止

当事業所では利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

21 苦情相談窓口

ご利用者から苦情又は相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握するよう事情の確認を行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討し、対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者に対して必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

受付責任者 訪問看護ステーション ソイラテ 管理者 三浦 美穂

解決責任者 エイエイト株式会社 代表取締役 杉原 純賀

要望・苦情相談窓口

【事業所の窓口】 訪問看護ステーションソイラテ 担当者 三浦 美穂	所在 地 和泉市箕形町4丁目5番49号 電話番号 050-5799-8560 ファックス番号 050-5210-8888 受付時間 午前9時～18時
【市町村（保険者）の窓口】 和泉市福祉部高齢介護室	所在 地 和泉市府中町2丁目7番5号 電話番号 0725-99-8131 ファックス番号 0725-40-3441 受付時間 午前9時～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在 地 大阪府大阪市中央区常磐町1-3-8 相談用TEL 06-6949-5418 (代) ファックス番号 06-6949-5417 (代) 受付時間 午前9時～午後5時

重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-----------------

上記内容について、規定に基づき、ご利用者に説明を行いました。

事業者	所在 地	和泉市箕形町4丁目5番49号 メゾンドタカ 305号
	法 人 名	エイエイト株式会社
	代表 者 名	代表取締役 杉原 純賀
	事 業 所 名	訪問看護ステーション ソイラテ
	説 明 者 氏 名	管理者 三浦 美穂

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

ご利用者	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	代筆者氏名	(続柄：)

※代筆理由 ()

身元引受人 (連帯保証人)	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	

訪問看護：契約書（医療保険）

甲（利用者） _____
乙（事業者） 訪問看護ステーション ソイラテ _____

訪問看護ステーションソイラテ（以下「乙」という）が提供する医療保険（国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療保険等や公費医療、福祉医療等）を利用しての訪問看護サービス（以下「本サービス」という。）を利用するにあたり、次のとおり利用契約（以下「本契約」という）を締結します。

（契約の目的）

第1条 乙は、かかりつけ医の医師が指定訪問看護の必要を認めた利用者（以下「甲」という）に対し、各種医療保険法等関係諸法令の定めるところにより、甲がその有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、甲に対し、本サービスを提供します。

（契約の期間）

第2条 本契約の有効期間は、2025年6月1日から始まり、甲の医療保険証の有効期間の満了をもって終了とします。但し、契約期間の満了日以前に、利用者が医療保険証の有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の医療保険証の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 上記契約期間の満了日までに利用者から契約の更新をしない旨の特段の申出がない場合には、本契約は自動的に更新するものとします。

（居宅サービス計画書及び変更）

第3条 乙は、甲の居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画）がある場合はその計画書に沿って、かつ訪問看護指示書に基づき、甲の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画を作成します。

- 2 乙は訪問看護計画作成後においても、本サービスの実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問看護計画の変更を行います。
- 3 甲及び身元引受人は、乙に対し、訪問看護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は明らかに変更の必要がないとき、及び甲の不利益となる場合を除いて、甲及び身元引受人、かかりつけ医及び居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）、特定相談支援事業所と協議の上、訪問看護計画の変更を行います。
- 4 乙は、訪問看護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その内容について甲及び身元引受人に説明し同意を得た上で訪問看護計画書を交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更と医療保険の適用を受けないサービスの説明）

第4条 乙が提供する本サービスのうち、甲が利用するサービスの内容、利用料は重要事項説明書のとおりです。

- 2 甲及び身元引受人は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、変更に際し、居宅サービス計画書（又は介護予防サービス計画）や本契約の目的に反する等の変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 3 乙は、乙が提供する本サービスのうち、医療保険の適用を受けないものがある場合には、その内容及び利用料を説明し、甲の同意を得るものとします。

（利用料金）

- 第5条 甲及び身元引受人は、本契約に基づく本サービスの提供を受ける対価として、重要事項説明書の料金表をもとに計算された月ごとの利用料を乙に支払います。
- 2 乙は、利用料、その他の費用を甲に対し、毎月の利用合計金額の請求書及び利用明細書を交付します。支払方法については重要事項説明書のとおりです。
- 3 お支払いを確認できましたら、甲に対し、領収書を発行します。領収書の再交付は致しかねますので、必ず保管をお願いします。

(利用料の変更)

- 第6条 事業者は、医療保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、甲及び身元引受人は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(看護サービス記録・保存)

- 第7条 乙は、本サービスを提供した際には、訪問看護記録書等の書面に記載します。
- 2 乙は、甲に対する本サービスの提供に関する記録を整備し、これをサービスの終了から5年間保存します。
- 3 甲及び身元引受人は、乙に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、乙は甲又は身元引受人に対して、実費相当額を請求できるものとします。

(契約の終了)

- 第8条 次の各号に該当する場合は、この契約は終了します。
- 1 甲が死亡した場合。
- 2 甲又は身元引受人が第9条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- 3 乙が第10条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- 4 要介護（要支援）認定を受け、介護保険サービスの利用が優先される場合。
- 5 甲が介護保険施設等に入所し、医療保険法等に基づく本サービスが提供し得ない場合。

(甲からの契約解除)

- 第9条 甲及び身元引受人は乙に対し、いつでも7日の予告期間においてこの契約を解除することができます。
- 2 この場合、予告期間の満了日に契約は解約されます。
- 3 ただし、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。
- ① 関係法令の改定に伴う、乙による事業運営や料金などの変更に同意できない場合
- ② 医療保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ③ 甲が入院された場合。
- ④ 乙若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める本サービスを実施しない場合。
- ⑤ 乙若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑥ 乙若しくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不诚信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑦ 他のご利用者が甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられる恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合。

(乙からの契約解除)

- 第10条 乙は甲及び身元引受人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この

契約を解約することができます。ただし、乙は、解約通告をするに当たっては、次の第1号及び第2号を除き甲及び身元引受人に十分な弁明の機会を設けるものとします。

- 1 虚偽の診断書や情報を提供した場合。
- 2 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2か月分滞納したとき。
- 3 伝染性疾患により他の利用者や職員の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認めた場合。
- 4 甲、身元引受人、甲の親族が窃盗、行動、暴言、暴行、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- 5 他の利用者や乙の職員の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ甲に対する通常の看護ではこれを防止することができないと乙が判断したとき。
- 6 甲又は身元引受人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第11条 乙とその職員は、乙の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た甲、身元引受人又は甲若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を個人情報使用同意書のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護・医療・障害関係事業者が行うべき義務として明記されていることから情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、照会等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）、特定相談支援事業所等との連携
- ③ 甲が偽り、その他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 甲に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時・事故発生時の対応)

- 第12条 乙は、本サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、甲、身元引受人に対し、連絡をするとともに、出来るだけ速やかに主治医又は協力医療機関と連絡をとる等、必要な措置を講じます。
- 2 乙は、甲に対する本サービス等の提供にあたり事故が発生した場合は、速やかに、甲の身元引受人及び保険者の指定する行政機関、及び居宅介護支援事業者（地域包括支援センター）、特定相談支援事業所等に連絡をするとともに必要な措置を講じます。

(賠償責任)

- 第13条 本サービスの提供に伴い、乙の故意又は重過失により甲が損害を被った場合、乙は甲の損害を賠償するものとします。ただし、甲又は身元引受人及びその親族に過失がある場合、または、乙に重過失や明らかな過失がない場合は、乙は賠償責任を免除され或いは賠償額が減額されます。
- 2 物品の賠償にあたっては現状の復帰を原則とし、その対応にあたっては専門家による修理又は復元を原則とします。
- 3 修理又は復元が不可能な場合は、原則として、購入時の価格ではなく、時価（購入価格、使用年数、耐用年数を考慮した額）をその賠償額の範囲とします。
- 4 乙及び甲の家族等の責に帰すべき事由により、乙が損害を被った場合、甲及び甲の身元引受人は、乙に対し、連帶してその損害を賠償するものとします。

(天災等不可抗力)

第 14 条 本契約の有効期間中に天災その他乙の責に帰さない事由により本サービスの実施ができなくなった場合には、乙は甲に対し、本サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合においても、既に実施した本サービスについては、甲は所定のサービス利用料金を乙に支払うものとします。

(サービスに関する苦情処理)

第 15 条 甲、甲の家族及び身元引受人は、提供された本サービスに疑問や苦情がある場合、重要事項説明書に記載された苦情受付窓口に問い合わせ及び申立てをすることができます。

- 2 乙は、甲に提供した本サービスについて、甲、甲の家族及び身元引受人から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 乙は甲、甲の家族及び身元引受人からの前項の疑問、問い合わせ及び苦情申立てがなされても、甲に対し、いかなる不利益、差別的取扱いも致しません。

(契約外事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項については、医療保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び甲の身元引受人と乙との間の協議により定めます。

以上の通り、契約が成立したことを証明するために、本契約書を2通作成し、甲、乙は記名の上、各自1通ずつ保有することとします。

年　月　日

(利用者　甲)

住　所
氏　名
電話番号
代筆者氏名 (続柄：)
※代筆理由 ()

(利用者の身元引受人)

住　所
氏　名 甲との続柄 ()
電話番号
携帯電話番号

(事業者　乙)

所在地：和泉市箕形町4丁目5番49号 メゾンドタカ305号

名　称：訪問看護ステーション ソイラテ

代表者：代表取締役 杉原 純賀

電話番号：050-5799-8560

FAX番号：050-5210-8888